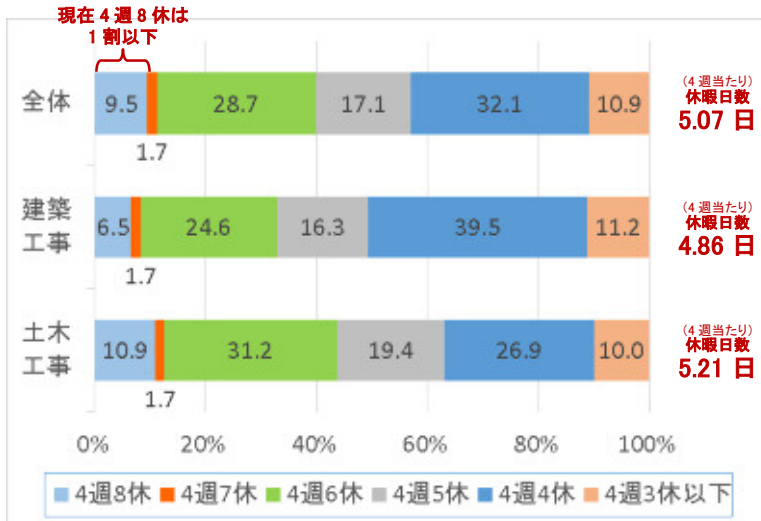


週休2日制工事の実施について

1 現状・経緯

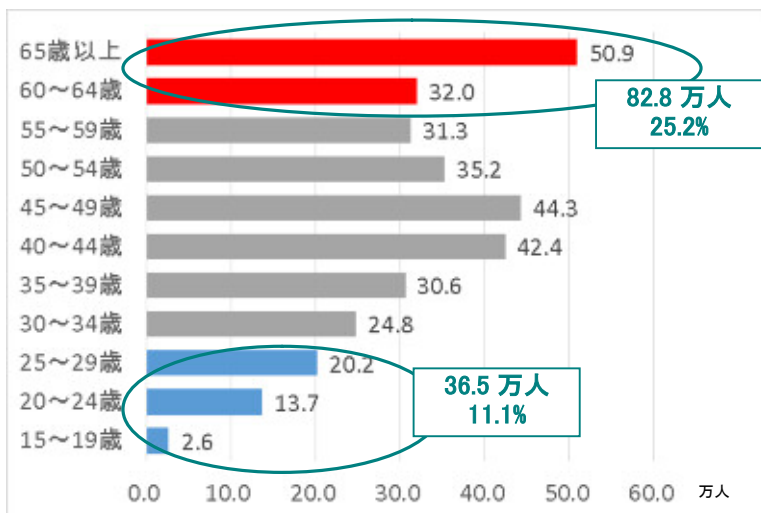
- ・ 建設業の現場は土曜日も工事を実施しており、週休2日が確保できていない場合が多く、建設業界で働こうとする意欲を失わせる要因の一つとなっている。週休2日制工事は、担い手確保のための施策である。
- ・ 浜松市では平成29年から週休2日制工事の試行を開始し、平成29年度から平成30年度で37件の試行工事を実施済みである（現在も試行を継続中）。
- ・ 国土交通省や静岡県などの自治体では、施工者規模や地域状況に合った形で、週休2日制工事の試行実施や制度化を図っている。

〔表1〕建設業における休日の状況（技術者）



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事のほかにリニューアル工事等が含まれる
 出典：日建協「2018 時短アンケート」を基に作成

〔表2〕年齢階層別の建設技能労働者数



出典：総務省「労働力調査」(H30年平均)を基に国土交通省にて推計

2 実施内容

令和2年度より発注する土木工事、建築工事において、現場閉所の達成状況に応じて設計金額の補正を実施する。

- ・ 土木工事：主に「発注者指定方式」により、条件を満たす全ての工事について4週8休の経費補正した金額にて発注し、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた費用（減額）とする（土木系工事では既に4週6休以上を確保している工事が比較的多くあるため、発注者指定による施策の本格実施を図る）。
- ・ 建築工事：主に「受注者希望方式」により発注し、受発注者間の協議により週休2日に取り組むとした工事を対象として、達成状況に応じ費用付加を行う（下請けの重層化や個人事業主も多く、収入への影響が懸念されること、また、完成時期などの制約も多いため、当面受注者希望方式での促進を図る）。

3 課題・対応

受注者、建設業協会及び専門工事の団体等からは、課題も示されている。

- (1) 人件費や現場維持費など企業の経費が嵩む
⇒設計金額を補正する。
- (2) 日給制労働者の収入減少や年度末への工事の集中による交通整理人や専門業者が不足
⇒工事施工の平準化を推進する。
- (3) 表面化しない残業の増加や工期不足への懸念
⇒適正な工期設定を推進する。
- (4) 休日施工が必要な工事がある
⇒対象外とすることが可能な制度とする。

週休 2 日制の導入による設計金額の補正方法等

| | | | | | | |
|--|---|---|------------------------|--|----------|----------|
| 対象工事の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が 2 千万円以上 対象期間(着手から完成までの期間)が 1 か月(28 日)以上 施工条件による工期の制約がない(適正な工期設定がされている) | | | | | |
| 週休 2 日の定義 | 対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態 | | | | | |
| 対象期間の定義 | 工事着手日から工事完成日までの期間、ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を除く | | | | | |
| 現場閉所の定義 | 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業も含めて 1 日を通して現場が閉所された状態(降雨、降雪等による予定外の閉所日も含む) | | | | | |
| 補正方法 | 現場閉所の達成状況に応じた補正係数により各経費を補正する ※これにより設計金額の合計が 1~3%程度上昇する | | | | | |
| | | 4 週 8 休 現場閉所率 28.5% | 4 週 7 休 現場閉所率 25.0% | 4 週 6 休 現場閉所率 21.4% | 土木 工事 | 建築 工事 |
| | 労務費 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | ○ | ○ |
| | 機械経費(賃料) | 1.04 | 1.03 | 1.01 | ○ | |
| | 共通仮設費率 | 1.04 | 1.03 | 1.01 | ○ | |
| | 現場管理費率 | 1.05 | 1.04 | 1.02 | ○ | |
| ※建築工事の場合、労務費以外の経費は工事日数等に応じて計上されているため、労務費のみを補正する | | | | | | |
| 発注方式 | つぎのいずれかによる方式を基本とする | | | | | |
| | | 土木工事 | | 建築工事 | | |
| | 発注者指定 | 4 週 8 休の補正を計上して発注し、達成できなかった場合は、現場閉所の状況が 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、4 週 6 休以上 4 週 7 休未満、4 週 6 休未満であることを確認して減額する | | 4 週 8 休の補正を計上して発注し、達成できなかった場合は減額する | | |
| | 受注者希望 | 着手前の協議により週休 2 日に取り組むとした工事を対象とし、4 週 8 休を達成できた場合のみ補正する | | 着手前の協議により週休 2 日に取り組むとした工事を対象とし、現場閉所の状況が 4 週 8 休以上、4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、4 週 6 休以上 4 週 7 休未満に達したことを確認できた場合は補正する | | |
| ※土木工事では、土曜日、日曜日、祝日を閉所日とする「完全週休 2 日」を達成できた場合は工事成績にて加点評価する | | | | | | |